

## 第2章 大阪府における相談支援従事者養成の充実について

### 1. 国における相談支援専門員研修制度の見直しについて

障がい者ケアマネジメントの従事者に対する研修事業については、当初は、「障害者ケアマネジメント体制支援事業の実施について」（平成 15 年 5 月 28 日通知）等に基づき実施されてきましたが、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行に伴い、相談支援事業が市町村の行う地域生活支援事業として位置づけられ、また、指定相談支援に従事する者については、相談支援従事者研修の受講が要件となったことから新たに「相談支援従事者研修事業実施要綱」が定められ、平成 18 年度から実施されてきました。

以降、研修内容等の見直し等を重ねてきましたが、平成 27 年に厚生労働省の社会保障審議会障害者部会から相談支援の質の向上、相談支援専門員の養成のための研修制度の見直しについての指摘があり、相談支援従事者の研修制度について、下表のとおり経過で見直しが図られました。

以下、項番に沿ってその概要を説明します。

#### ■ 相談支援専門員研修制度の見直しに関する経緯（概要）

項番	時期	内 容
(1)	H27.12.14	社会保障審議会障害者部会報告書において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援専門員の養成のための研修制度の見直し等についての指摘。
(2)	H28.7.19	「相談支援の質の向上に向けた検討会」（3月から7月まで計5回）における議論のとりまとめにおいて、計画相談支援について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う等の提言
(3)	H28～29年	厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムを開発
(4)	H30.3.2	第89回社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直し内容について報告
(5)	H30.10.24	第91回社会保障審議会障害者部会において、見直しに関する当事者団体からの指摘及び今後の対応方針について議論
(6)	H31.2.14～ 3.28	第6回～第9回「相談支援の質の向上に関する検討会」を開催（計4回）
(7)	H31.3.28	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者主任研修の実施について」により平成31年4月1日から適用・実施
(8)	R1.6.24	第94回社会保障審議会障害者部会において、検討会の検討結果について報告
(9)	R1.9.10	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業の実施について」の改正について により令和2年4月1日から適用・実施することとなる

### (1) 厚生労働省の社会保障審議会障害者部会報告書の指摘

社会保障審議会障害者部会報告書「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて」（平成27年12月14日）において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援専門員の養成について、以下の指摘がなされています。

- Ⅰ 相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、**実地研修の実施を含めた研修制度の見直しを行うべき。**
- Ⅰ 「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員等の研修カリキュラムの中にも位置付けるべき。
- Ⅰ 指導的役割を担う人材（主任相談支援専門員）の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき。
- Ⅰ 主任相談支援専門員（仮称）の育成に当たっては、求められる支援技術、育成カリキュラム、実務経験の評価等の在り方を検討する必要がある。

### (2) 「相談支援の質の向上のための検討会」での議論

「相談支援の質の向上のための検討会」における議論のとりまとめ（平成28年7月）においても、人材育成の方策について以下のように提言されています。

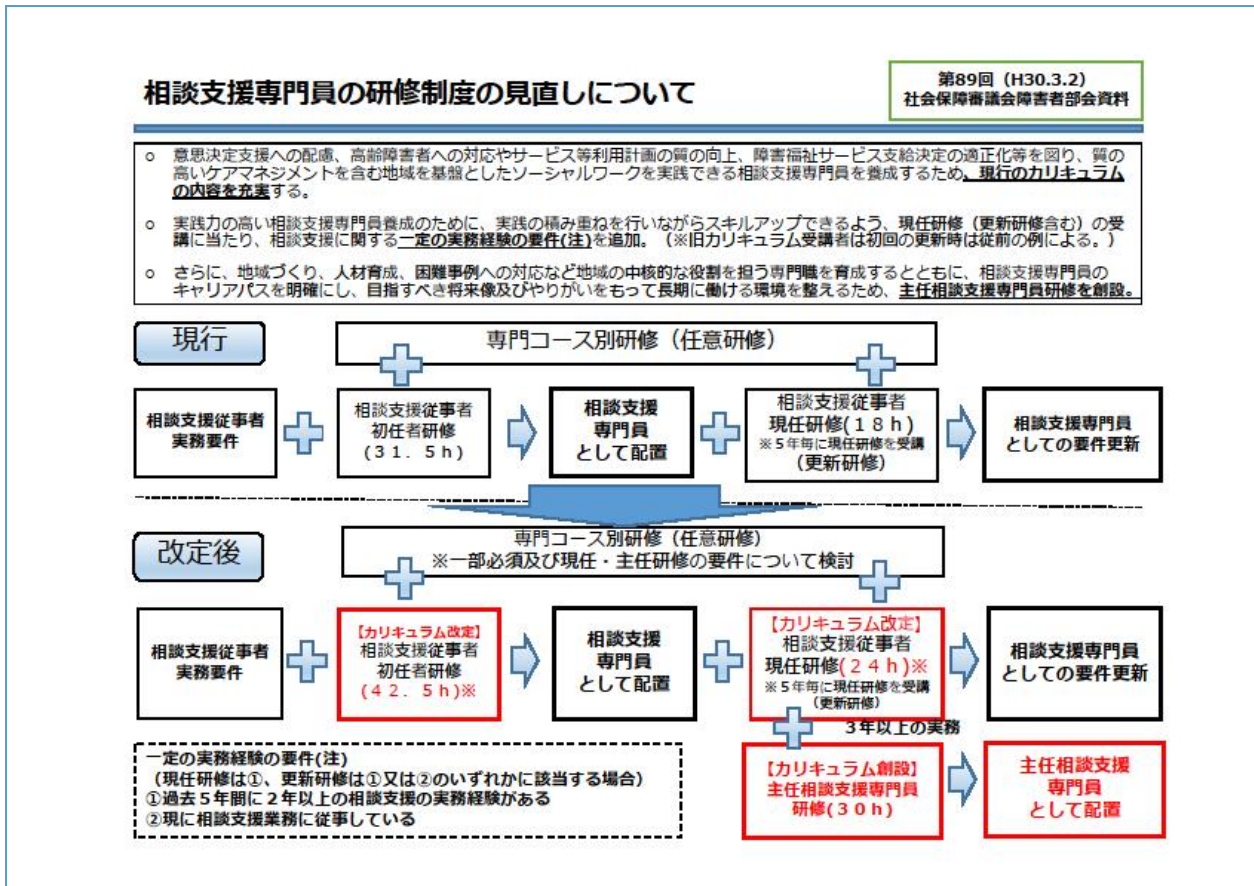
- Ⅰ 基本相談支援を適切に行える相談支援専門員の育成を基盤とし、計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う。
- Ⅰ 相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などを見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討するべき。
- Ⅰ より幅広い問題解決能力を要する支援、地域への働きかけを伴う支援等、個々の能力や経験等に応じた段階的な人材育成が図られる仕組み作りを検討する必要がある。
- Ⅰ これまで実施されている「初任者研修」及び「現任研修」のカリキュラムの更なる充実に加え、事業所や地域において指導的役割を担う「主任相談支援専門員」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な人材育成が図られるよう、例えば次期研修までの間に実地研修（OJT）を組み込むべき。

### (3) 相談支援専門員養成のための研修プログラムの開発

これらの指摘等を受け、現在求められる役割に対応できる相談支援専門員を養成していくための現行カリキュラムの見直し及び新たなカリキュラムの創設が必要となってくることから、これら課題に対応すべく、平成28年～29年度において厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムの開発について取り組み、平成30年3月2日開催の「社会保障審議会障害者部会」において、以下の見直し内容が報告されています。

#### (4) 第 89 回「社会保障審議会障害者部会」(平成 30 年 3 月 2 日開催)

相談支援専門員の研修制度の見直し内容について、報告がなされました。



#### (5) 第 91 回「社会保障審議会障害者部会」(平成 30 年 10 月 24 日開催)

第 89 回で報告された相談支援専門員の研修制度の見直しに関する当事者団体からの指摘及び今後の対応方針については、以下のとおりです。

- Ⅰ 障がい当事者の団体から、相談支援専門員の人数が不足していると考えられる状況の中で、特に相談支援事者初任者研修の研修時間の増加は現場の実態に合っていない。
- Ⅰ また、研修カリキュラムの見直し案作成のプロセスにおいて障がい当事者の意見が反映されていない。
- Ⅰ 研修内容について、障がい者のエンパワメントの視点が十分ではない、セルフケアプランの位置付けに関して必要な講義を含めるべき。
- Ⅰ 移動が困難な障がい当事者が研修を受講しやすくなるような工夫が必要。

これを受けて、各都道府県における研修の円滑な実施に当たり、これまでの検討結果を踏まえ、必要な研修項目及び時間数の調整、研修受講における障がい当事者への配慮事項等について、これまで行われてきた「相談支援の質の向上に向けた検討会」を継続し、以下の方向で議論を進めることとなりました。

- Ⅰ 相談支援専門員の要件に関する厚生労働省告示、相談支援従事者研修の実施に係る障害保健福祉部長通知に反映した上で、社会保障審議会障害者部会への報告を行う。
- Ⅰ その後、**2020** 年度から新たな制度の下において相談支援専門員が養成されることを目指し、**2019** 年度の早期の告示及び通知の発出に向けて所用の手続き等を行うこととする。
- Ⅰ 今後も、障がい当事者、有識者、相談支援専門員等の意見を踏まえ、検討会及び厚生労働科学研究等で、研修制度の質の向上、運用の適正化についての検証及び検討を必要に応じて継続的に実施していくことが必要である。

※「相談支援専門員」の研修体系の見直しについて、当初は平成 30 年 3 月の厚労省主催の主管課長会議において、「相談支援の充実」のために相談支援専門員の「初任者研修」「現任研修」を見直し、令和元年度（平成 31 年度）から新体系に基づいて研修を実施するとされましたが、前述のとおり継続検討となり、2020 年度（令和 2 年度）以降に延期されることとなりました。

（平成 30 年 10 月 26 日付、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課からの事務連絡により通知）

## （6）「相談支援の質の向上に向けた検討会」での議論

これらの指摘を受け、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの障がい当事者が参画した検討会「相談支援の質の向上に向けた検討会」（6 回～9 回の計 4 回）を開催、以下のとおり議論を取りまとめています。

### Ⅰ 研修カリキュラムの見直し

- 初任者研修標準カリキュラムに関して、相談支援の基本的視点の獲得目標に「エンパワメント」の理解、相談支援が「利用者の立場に立って」行われることなどの記載をさらに強調、講義内容について、「セルフケアマネジメントの重要性についての理解」等の記載を追加。

### Ⅰ 当事者の受講時の留意点

- 障がいのある受講者等への合理的配慮の実施についてとその具体的例示を記載
  - ・年度を越えた長期履修
  - ・基幹相談支援センター等における演習等の実施
  - ・事前の研修資料の提供、障害特性に応じた必要な情報保障等を具体的に例示（例：点字資料の準備、テキストデータの事前提供）
  - ・合理的配慮の実施状況に関するモニタリングを実施

### Ⅰ 運用に当たっての考慮事項等

- 各都道府県での格差是正等
  - ・地域間格差を是正するため、必要な講義については共通資料を作成、研修内容の実施状況について確認
  - ・ガイドライン等により必要な講義については障害当事者の参画を促す。
- 標準カリキュラム等の改善のための検証、研修資料の開発
  - ・厚生労働省が実施する指導者養成研修にあたり、障害当事者である相談支援専門員を増員し研修内容等の検討を行う
  - ・標準カリキュラムを展開する都道府県研修の基盤となる共通資料のあり方について、都道府県の研修実施状況を踏まえ、必要に応じて継続的に検証

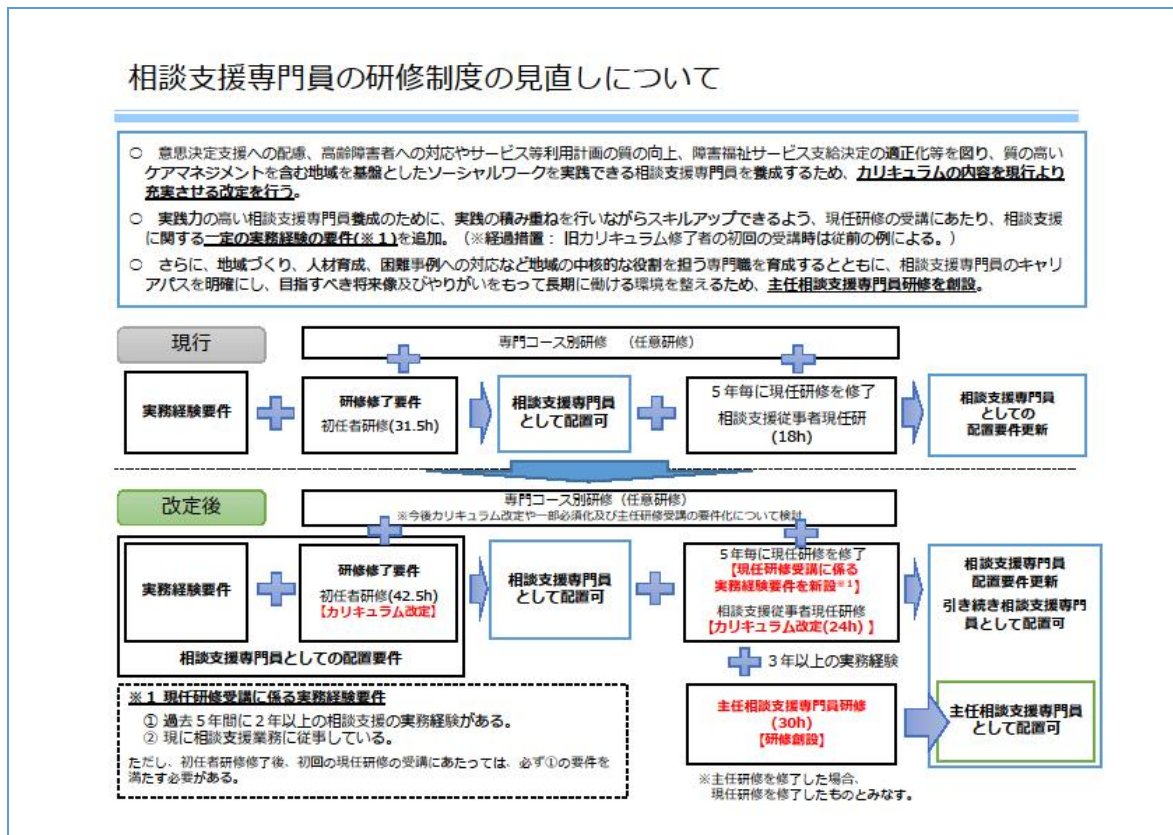
## （7）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者主任研修事業の実施について」

平成 31 年 3 月 28 日付の上記通知により、新たに定められた「相談支援従事者主任研修事業実施要綱」が平成 31 年 4 月 1 日に適用され、「相談支援従事者主任研修」が実施されることになりました。

※大阪府では、令和元年度から「主任相談支援専門員養成研修」を実施しています。

## (8) 第94回「社会保障審議会障害者部会」(令和元年6月24日開催)

「相談支援の質の向上に向けた検討会」(6回～9回の計4回)における検討結果について、社会保障審議会障害者部会に報告。(会議資料「相談支援専門員の研修制度の見直しについて」抜粋)



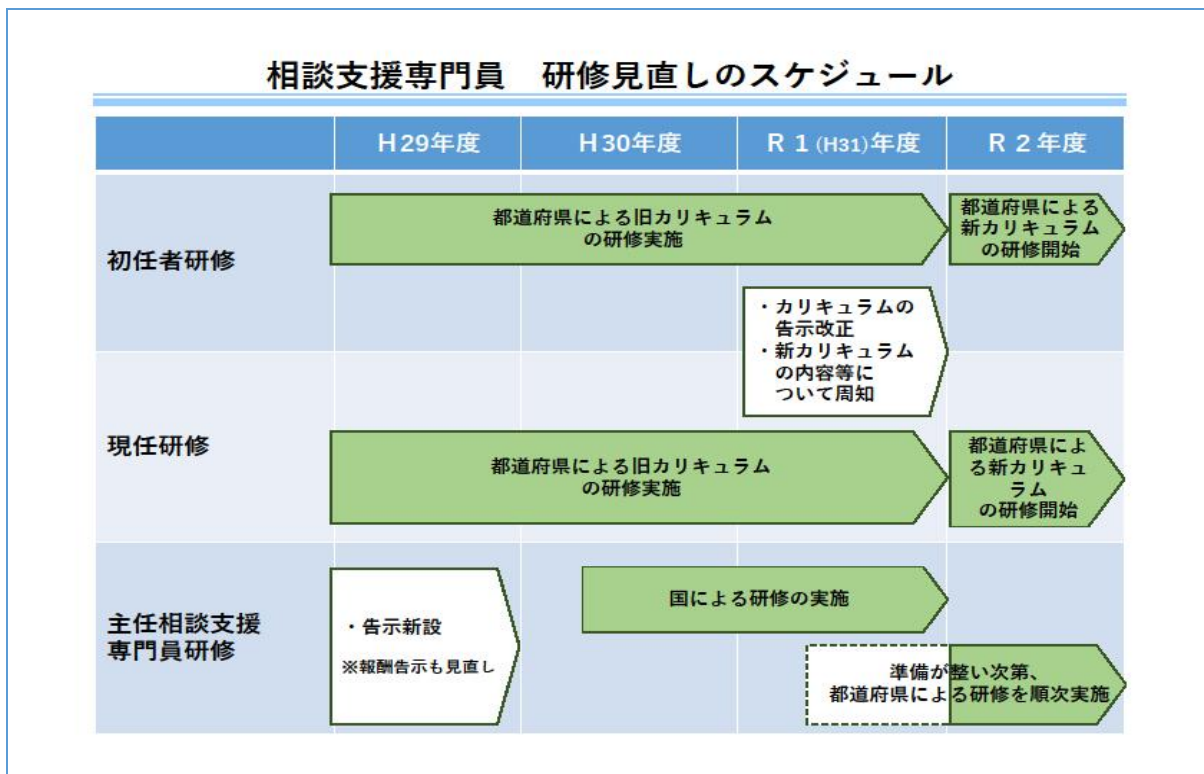
## (9) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修の実施について」の改正について

令和元年9月10日付の上記通知により、初任者研修、現任研修の研修内容が改正されるとともに、障がいのある受講者等への配慮内容が具体的に記載されました。(「相談支援専門員研修の告示別表」参照)

### 相談支援専門員研修の告示別表

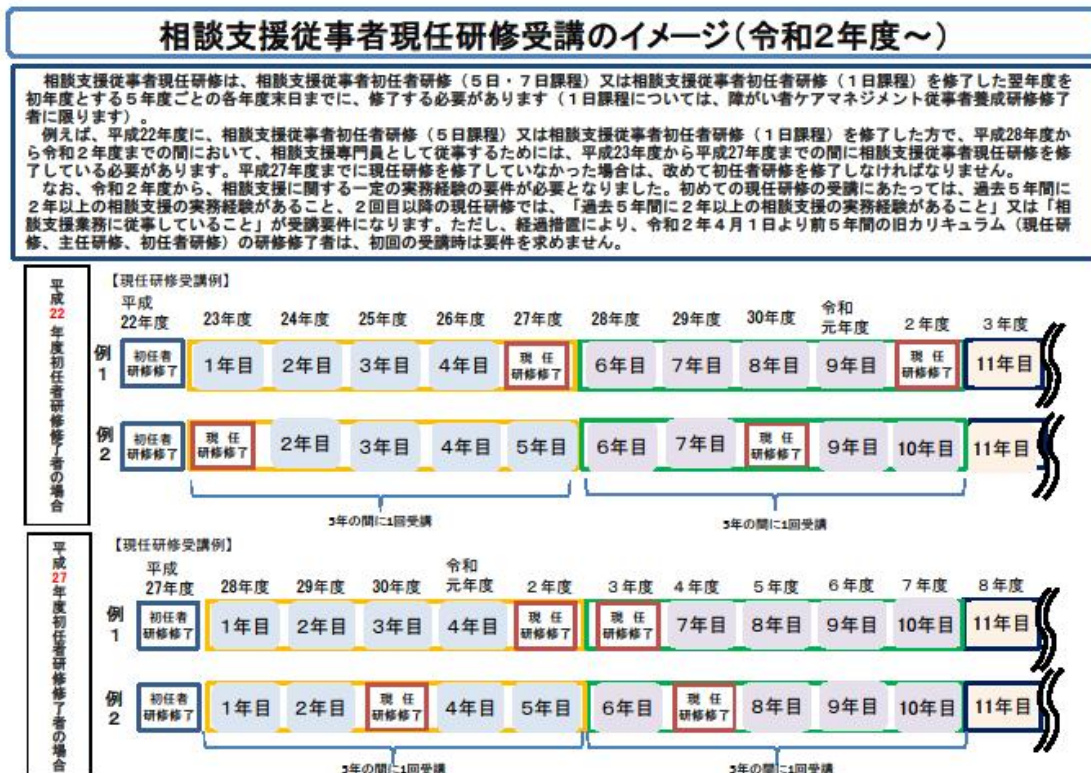
初任者研修(現行)		時間数	初任者研修(見直し後)		時間数	
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h	障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5.0h	講義及び演習	
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h		
	地域支援に関する講義	6h	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h		
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h		
合計		31.5h	相談支援の基礎技術に関する実習	-	合計	42.5h
現任研修(現行)		時間数	現任研修(見直し後)		時間数	
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h	障害福祉の動向に関する講義	1.5h	講義及び演習	
	地域生活支援事業に関する講義	2h	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h		
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h	人材育成の手法に関する講義	1.5h		
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h	相談支援に関する講義及び演習	18.0h	合計	24.0h
合計		18h				
新設		時間数	主任相談支援専門員研修		時間数	
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h	講義及び演習	
	運営管理に関する講義	3.0h	運営管理に関する講義	3.0h		
演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h		合計
演習	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h		
合計		30.0h				

## 【相談支援専門員に係る研修の見直しスケジュール】



※ 令和2年度から実施予定の「相談支援専門員初任者研修」及び「相談支援専門員現任研修」の新カリキュラムの概要及び「主任相談支援専門員研修」の研修概要については、「第2章3.大阪府における相談支援従事者研修について」をご覧ください。

## 【現任研修受講イメージ】



※平成22年度初任者研修修了者のうち2回目の現任研修を修了していない方、平成27年度初任者研修修了者のうち1回目の現任研修を修了していない方は、令和2年度中に現任研修を修了しなければ従事要件をみたさなくなります。

※主任相談支援専門員研修を修了した場合は、現任研修を修了したものとみなされます。